

みと 水都だより

第48号



みとちゃん

発行：水戸市上下水道局
水道部水道総務課
〒310-8610 水戸市中央 1-4-1
☎ 029-231-4115

○耐震型循環式飲料水貯水槽を新たに1基設置しました	1
○水戸市の災害体制の強化	2
○災害時に備え、ぜひお近くの応急給水拠点をご確認ください	3
○生活排水の処理に関する手続きは下水道部へ	4
○農業集落排水施設使用料の料金体系が変わりました／生活の下に下水道	4
○浄化槽をご利用の皆さまへ／水質検査の結果をお知らせします	5
○上下水道局からのお知らせ	6



埋設前



埋設後

内径6.0m、高さ3.75m。写真は施工中のもの

災害時等の断水に備え、応急給水ができる体制を強化しております。令和4年度は笠原中学校に耐震型循環式飲料水貯水槽を設置しました。

耐震型循環式
飲料水貯水槽の
イメージ

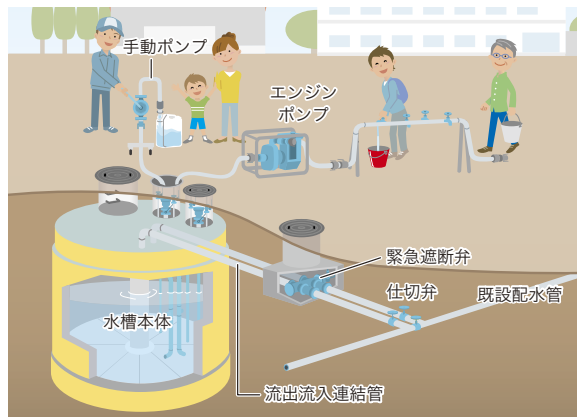
耐震型循環式飲料水貯水槽を新たに1基設置しました

耐震型循環式

飲料水貯水槽とは

平常時は水道水が循環しており、地震などにより水道管内の水量や水圧の異常を感じると、自動的に貯水槽へと切り替わる機能を持った水道施設です。

容量は10万ℓ（100立方メートル）あり、1日1人3ℓとした場合、約1万人分相当の飲料水を3日間給水できます。





水戸市の災害体制の強化

水戸市上下水道局水道部では、東日本大震災の教訓を踏まえ、「水戸市水道事業基本計画（第3次）（平成27～令和5年度）」を策定し、災害時等の断水に備えた対策を推進してきました。

東日本大震災以前と比べ、災害体制の大幅な強化を実現しました。

強化

1

耐震型循環式飲料水貯水槽

震災前 **4**カ所 → 現在 **10**カ所

強化

2

仮設給水所

震災前 **0**カ所 → 現在 **34**カ所

強化

3

耐震適合率(基幹管路)

震災直後 **37.0%** → 現在 **54.6%**

※平成23年度末時点

※令和3年度末時点

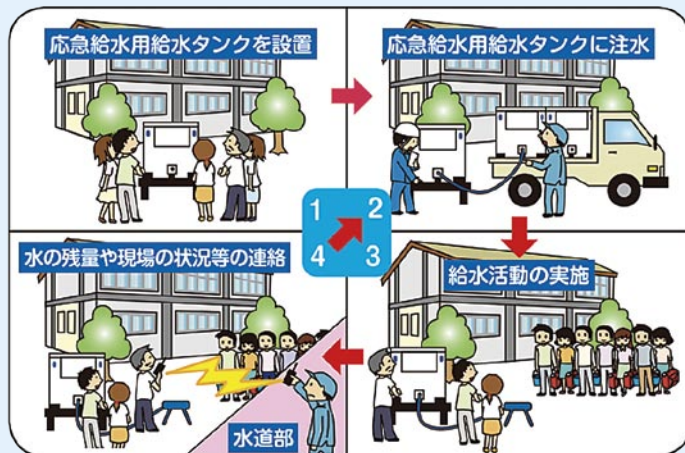
① 令和4年度に笠原中学校の耐震型循環式飲料水貯水槽が完成したことで、水戸市水道事業基本計画（第3次）に掲げる設置目標を達成しました。

② 大規模な断水に備え、全ての市民センターに「応急給水用給水タンク」を配備しました。断水が生じると、市民センターが「仮設給水所」となり、地域の皆さまや水戸市管工事業協同組合との協働により、応急給水用給水タンクから給水を行います。

令和4年度は、水道部主催のもと、全市民センターにおいて、応急給水用給水タンクの設置訓練を実施しました。

③ 管路の更新等に合わせ、地震により破断しにくい管路（耐震管路）の整備を進めています。

「耐震適合率」とは、基幹管路（導水管・送水管及び口径300mm以上の配水管のこと）の総延長のうち、耐震管路及び強固な地盤に布設された耐震性のある管路の延長の割合のことです。



災害時に備え、ぜひお近くの応急給水拠点をご確認ください

災害時の給水活動について



応急給水拠点とは、仮設給水所及び給水拠点のことを指します。
 給水拠点とは、市内10か所の耐震型循環式飲料水貯水槽が設置された場所（公園や学校等）に、千波配水池を加えた11か所のことです。

災害が発生したときは、まず被害状況をよく確認して落ち着いて行動してください。大規模な断水が起きた場合、応急給水拠点にて飲料水をお配りしますので、**水を入れる容器をご持参の上、**気を付けてお越しください。

●仮設給水所

トラック等で運搬してきた飲料水を配布します。

1 三の丸市民センター	三の丸1-6-60	13 酒門市民センター	酒門町1374-6	24 笠原市民センター	笠原町358-5
2 五軒町市民センター	五軒町1-2-12	14 石川市民センター	石川2-4243	25 赤塚市民センター	河和田3-2329-3
3 新荘市民センター	新荘2-11-2	15 飯富市民センター	飯富町4449-8	26 吉沢市民センター	吉沢町243-3
4 城東市民センター	城東3-1-47	16 国田市民センター	下国井町1212-4	27 堀原市民センター	新原1-9-16
5 竹隈市民センター	柳町2-5-8	17 桜川市民センター	河和田町2894-4	28 下大野市民センター	下大野町6094-1
6 常磐市民センター	西原1-3-12	18 上中妻市民センター	大塚町1157-1	29 稲荷第一市民センター	大串町2134
7 緑岡市民センター	見川町2563	19 山根市民センター	全隈町78-1	30 稲荷第二市民センター	栗崎町1695-4
8 寿市民センター	平須町1636	20 見川市民センター	見川2-179-1	31 大場市民センター	大場町2283-1
9 上大野市民センター	吉沼町1768-2	21 千波市民センター	千波町114-6	32 鯉淵市民センター	鯉淵町2989-2
10 柳河市民センター	柳河町673-1	22 見和市民センター	見和2-224-1	33 妻里市民センター	有賀町2242
11 渡里市民センター	堀町466-7	23 双葉台市民センター	双葉台2-1-5	34 内原市民センター	内原町1395-6
12 吉田市民センター	元吉田町1736-5				

●給水拠点

蓄えられている、飲料水を配布します。

1 東町運動公園	緑町2-3-9
2 三の丸緑地	北見町126-32
3 白梅資材置場	白梅2-11-10
4 十軒町児童公園	東台1-11-1
5 偕楽園公園(四季の原)	千波町2631
6 梅が丘小学校	姫子1-827-2
7 石川小学校	石川4-4035
8 渡里小学校	堀町468-1
9 緑岡中学校	見川町2563-81
10 笠原中学校	笠原町417-3
11 千波配水池	千波町1508-3

飲料水の備蓄

1日に必要な1人あたりの飲料水の量は3ℓ。
 災害発生から、応急給水の体制が整うまでの飲料水の備蓄を心がけましょう。



$3 \text{ ℓ} \times \text{家族の人数} \times 3 \text{ 日分}$

容器の準備

給水所から水を運ぶための容器を準備しましょう。
 容器がない場合、ビニール袋を2重にし、段ボールなどに入れば即席タンクになります。



風呂水のためおき

お風呂の残り水はトイレを流すときや、防火用水など、様々な活用方法があります。



●ご家庭でできる災害対策
 災害等に備え、市民のみなさまが自身でできる対策があります。

生活排水の処理に関する手続きは下水道部へ

手続名	これまでの窓口	4月からの窓口	4月からの電話番号
公共下水道・農業集落排水の使用料・負担金・分担金・加入金	下水道管理課 (水戸市役所6階) 集落排水課 (水戸市役所6階)	下水道総務課 (水戸市役所6階)	232-9221
公共下水道・農業集落排水への接続	下水道管理課 (水戸市役所6階) 集落排水課 (水戸市役所6階)	下水道計画課 (水戸市役所6階)	350-8508
浄化槽の設置・廃止・補助金の申請	衛生事業課 (水戸市役所3階)		

本年4月より、公共下水道と農業集落排水に関する手続きの担当課名が変わりました。
また、浄化槽の設置や廃止、補助金に関する窓口が、下水道部に移りました。
生活排水の処理に関する手続きは、下水道部へお問合せください。

農業集落排水施設使用料の料金体系が変わりました

料金体系の比較

(2か月あたり)

【変更前】定額制

(税込額)

区分	基本料金	人員割料金
一般世帯	4,180円	一人につき 940円
業務用 一般営業用	6,520円	一人につき 940円

【変更後】従量制

(税込額)

区分	排除汚水量	料金
基本料金	16m ³ まで	2,340.8円
超過料金 (1m ³ あたり)	17m ³ ~20m ³	57.2円
	21m ³ ~40m ³	170.5円
	41m ³ ~60m ³	182.6円
	61m ³ ~100m ³	200.2円
	101m ³ ~400m ³	225.5円
	401m ³ ~	258.5円

「お問合せ」下水道総務課

☎232・9221

本年4月より、農業集落排水施設使用料の算定方法が、世帯員数により算定する定額制から、水道水等の使用水量により算定する従量制に変更となりました。
この変更に伴い、使用料負担が増え、増額分に対する3年間の段階的な軽減措置を実施しています。



シリーズ 生活の下に下水道

Q. 公共下水道と農業集落排水とはどう違うのですか？

A. どちらも、同じ生活排水を処理する下水道の間ですが、以下のような違いがあります。

公共下水道と農業集落排水の主な性質

	公共下水道	農業集落排水
目的	・公衆衛生の向上 ・公共水域の水質保全	・農村生活環境の改善 ・公共水域の水質保全
水戸市の整備人口 (令和3年度末現在)	216,056人	10,480人
水戸市の終末処理場数	3箇所	12箇所



画像の出典: 国土交通省ホームページ
(<https://www.mlit.go.jp/crd/sewage/shikumi/sonota-osuil.html>)

浄化槽をご利用の皆さまへ

浄化槽をお使いの方は、浄化槽の機能維持のため、保守点検・清掃・法定検査を行うことが、法律で義務付けられています。浄化槽の機能が十分に発揮されるよう、適正に管理を行いまししょう。

▼保守点検

浄化槽が正常に動いているかを定期的に点検することで故障を未然に防ぎます。清掃時期の判断や消毒剤の補充など、浄化槽を使用していく上で重要な作業を行っています。

一般住宅の場合、年3〜4回の点検が必要です。

市に登録している保守点検業者へ依頼してください。業者の詳細は、ホームページをご覧ください。

▼清掃

余剰汚泥を抜取ることによって、悪臭や水質悪化を防ぎます。

これを放置すると、浄化槽の処理能力が低下し十分な浄化ができなくなり、悪臭の原因になります。

清掃は、年1回以上（全ばつ気方式浄化槽は6か月

に1回以上）行う必要があります。左表の清掃業者へ依頼してください。

■浄化槽清掃業者

地区名	業者名	電話番号
水戸地区	(有)水戸環整センター	241-1821
	新生環境整備(株)	221-7525
	富士企業(株)	243-2363
常澄地区	(有)クロサワクリーンサービス	029-267-2927
	(株)山本環境開発	029-267-4419
	常陽資材(株)	248-0505
内原地区	(株)セイコー	259-3268
	(有)茨城友清	259-4817

▼法定検査

保守点検と清掃が適正に行われきれいな水が放流されているかを確認するために、初回は、使用開始後4〜8か月の間に、その後は、年1回行う必要があります。

検査は、茨城県水質保全協会（☎291・4004）へ依頼してください。

「お問合せ」下水道計画課 ☎350・8508

水質検査の結果をお知らせします！

令和4年度の水質検査の結果は下記の表のとおり、全て水質基準を満たしています。また、水道部では水道GLPの認定を取得しており、水質検査結果の精度と信頼性を第三者機関から保証されています。これからも、信頼性の高い水質検査のもとに適正な水質管理を行い、お客さまに安全安心な水道水をお届けしていきます。

令和4年度 末端給水栓水質検査結果

項目	単位	水質基準値	開江(下入野)	楮川(若宮1丁目)
病原微生物	1 一般細菌	(個/ml)	100 以下	0
	2 大腸菌		検出されないこと	不検出
重金属	3 カドミウム及びその化合物	(mg/L)	0.003 以下	0.0003 未満
	4 水銀及びその化合物	(mg/L)	0.0005 以下	0.00005 未満
	5 セレン及びその化合物	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満
	6 鉛及びその化合物	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満
	7 ヒ素及びその化合物	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満
	8 六価クロム化合物	(mg/L)	0.05 以下	0.005 未満
	9 亜硝酸態窒素	(mg/L)	0.04 以下	0.004 未満
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満
無機物質	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(mg/L)	10 以下	1.19
	12 フッ素及びその化合物	(mg/L)	0.8 以下	0.08 未満
	13 ホウ素及びその化合物	(mg/L)	1.0 以下	0.06
	14 四塩化炭素	(mg/L)	0.002 以下	0.0002 未満
	15 1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05 以下	0.005 未満
一般有機化学物質	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04 以下	0.004 未満
	17 ジクロロメタン	(mg/L)	0.02 以下	0.002 未満
	18 テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満
	19 トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満
	20 ベンゼン	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満
	21 塩素酸	(mg/L)	0.6 以下	0.06 未満
浄水処理の過程で生成される物質	22 クロロ酢酸	(mg/L)	0.02 以下	0.002 未満
	23 クロロホルム	(mg/L)	0.06 以下	0.007
	24 ジクロロ酢酸	(mg/L)	0.03 以下	0.004 未満
	25 ジブロモクロロメタン	(mg/L)	0.1 以下	0.01 未満
	26 臭素酸	(mg/L)	0.01 以下	0.001 未満
	27 総トリハロメタン	(mg/L)	0.1 以下	0.02

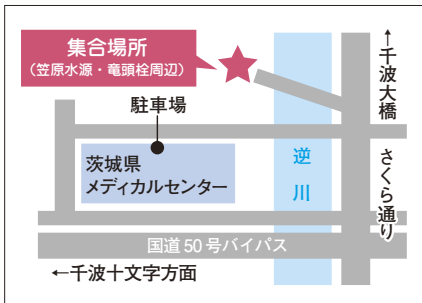
項目	単位	水質基準値	開江(下入野)	楮川(若宮1丁目)
浄水処理の過程で生成される物質	28 トリクロロ酢酸	(mg/L)	0.03 以下	0.02 未満
	29 ブロモジクロロメタン	(mg/L)	0.03 以下	0.005
	30 ブロモホルム	(mg/L)	0.09 以下	0.009 未満
	31 ホルムアルデヒド	(mg/L)	0.08 以下	0.008 未満
	32 亜鉛及びその化合物	(mg/L)	1.0 以下	0.01 未満
着色や水の味に關係する物質	33 アルミニウム及びその化合物	(mg/L)	0.2 以下	0.04
	34 鉄及びその化合物	(mg/L)	0.3 以下	0.03 未満
	35 銅及びその化合物	(mg/L)	1.0 以下	0.01 未満
	36 ナトリウム及びその化合物	(mg/L)	200 以下	11
	37 マンガン及びその化合物	(mg/L)	0.05 以下	0.001 未満
	38 塩化物イオン	(mg/L)	200 以下	13
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	(mg/L)	300 以下	55
	40 蒸発残留物	(mg/L)	500 以下	107
	41 陰イオン界面活性剤	(mg/L)	0.2 以下	0.02 未満
	42 非イオン界面活性剤	(mg/L)	0.02 以下	0.005 未満
泡立ち原因物質	43 ジェオスミン	(mg/L)	0.00001 以下	0.000001 未満
	44 2-メチルイソボルネオール	(mg/L)	0.00001 以下	0.000002 未満
	45 フェノール類	(mg/L)	0.005 以下	0.0005 未満
基礎的性状	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	(mg/L)	3 以下	0.6
	47 pH値		5.8 ~ 8.6	7.6
	48 味		異常でないこと	異常なし
	49 臭気		異常でないこと	異常なし
	50 色度	(度)	5 以下	1 未満
	51 濁度	(度)	2 以下	0.1 未満
	52 残留塩素	(mg/L)	0.1 以上	0.4

※放射線物質について…国の基準では水道水の放射性セシウムは10ベクレル/kg以下とされ、水戸市の水道水は基準を満たしており、安全安心です。



上下水道局からのお知らせ

笠原クリーン作戦 集合場所案内図



笠原クリーン作戦 参加者を募集します

水戸藩二代目藩主徳川光圀公が布設を命じた笠原水道は、誕生から今年で360年を迎えました。その水源である笠原水源は、長い年月が経った現在でも、水が湧き出ており、今日に至るまで大切に守られています。歴史的に貴重な財産である、黄門様ゆかりの笠原水源を次世代に引き継いでいくため、私たちと一緒に清掃活動に参加する方を募集します。みなさまのご応募をお待ちしております。

〔日時〕 8月26日(土) 午前8時から10時まで

〔場所〕 笠原水源・竜頭栓周辺
〔対象〕 市内に居住または通勤・通学する方
※小学生以下は保護者同伴

〔参加費〕 無料
〔人数〕 50人程度

便利な口座振替へ



〔景品〕 1000円相当のQUOカード
〔申込方法〕 口座振替依頼書、預貯金通帳、通帳印、納入通知書又は水道使用水量等のお知らせをお持ちの上、口座のある指定金融機関(郵便局を含む)又は水道部お客様受付センターにてお申込みください。郵送によるお申込みも可能です。アンケートにつ

口座振替新規申込キャンペーン

新規に水道料金の口座振替を申込み、アンケートに回答をいただいた方の中から、抽選で400名様に景品が当たるキャンペーンを実施しています。

〔期間〕 4月1日(土)から7月31日(月)まで

〔申込期限〕 8月4日(金)
〔申込方法〕 郵便・FAX・メール
参加を希望される方の郵便番号・住所・氏名・生年月日・電話番号を明記して次までお申込みください。

※お預かりした個人情報、傷害保険加入の際に使用します。

〔お問合せ・お申込み〕
〒310-8610
水戸市中央1-4-1 水道総務課
☎ 231-4115
FAX 231-8396
メール water_general@city.mito.lg.jp

休日・夜間の漏水等の受付について

休日・夜間の漏水等の電話受付、現地確認等の作業は、水道部に代わり民間の委託会社が対応いたします。水道部の営業時間外にお問合せいただいた場合、自動音声の最後に案内に沿った番号を操作していただくと、委託会社へ電話が繋がりますので、漏水状況等をお伝えください。

〔お問合せ〕 給水課 ☎ 231-4112 (休日・夜間の受付も同番号)

鉛製給水管について

平成2年以前に建築された家屋では、鉛製の給水管を使用している可能性があります。長時間留守にした後や、朝一番の使い始めには、バケツ一杯程度の水を飲用以外にご使用いただくことで、安心してお飲みいただけます。

鉛製給水管をポリエチレン管などに取替える工事を、地区を定めて計画的に行っております。

なお、取替えにかかる工事費用は無料(水道部負担)です。

〔お問合せ〕 給水課 ☎ 231-4112

お問合せ・ご相談

問合せ内容	問合せ先	電話
水道料金や支払い方法について	お客様受付センター	231-4111
水道の使用開始・中止の申込み		
水道の使用量やメータ検針について		
断水工事について	水道整備課・管理係	231-4113
水道事業の経営・出前教室について	水道総務課・経営企画係	231-4115
水道水の水质検査について	浄水管理事務所	229-7141
浄水場の見学申込み※		
公共下水道や農業集落排水の使用料や負担金について	下水道総務課・収納係	232-9221
公共下水道や農業集落排水の接続について	下水道計画課・排水設備係	350-8508

問合せ内容	問合せ先	電話
水道の故障や修理について	給水課・維持係	231-4112
道路上の漏水を見つけたとき		
赤水や濁り、出水不良について		
給水装置の所有者の変更	給水課・給水係	231-4112
水道の新設・改造・撤去・直結給水について		
市指定給水装置工事事業者について		
ビルなどの受水槽について	下水道施設管理事務所	221-8582
公共下水道施設や農業集落排水処理施設の維持管理について		
浄化センターの見学申込み※		
浄化槽の維持管理や設置補助について	下水道計画課・普及係	350-8508

漏水・断水・濁りなどの緊急の場合は、休日・夜間も受け付けています。(☎231-4111~4115)

※浄水場・浄化センターの見学についての詳細はホームページをご覧ください。

この広報紙へのご意見や感想をお寄せください。

水道総務課 e-mail: water_general@city.mito.lg.jp

